松本市地域自治支援交付金の申請を募集します
（令和４年度 四賀地区提案事業分）

回覧

四賀地区では、市民等の団体が主体となって次のテーマに沿った取組みを行う場合、モデル地区として昨年度に引き続き交付金で支援します。

四賀地区のテーマは

テーマ項目	内　容　等
Ⅰ　地区のこども・若者の流出を食い止めるための取り組み	主として四賀地区のこども・若者を対象とした体験活動、学習活動等を実施し、地域を大切にする心や自ら考え行動する力、人間関係をつくる力を育み、地域への愛着を醸成することでこども・若者の地区外への流出を食い止めよう。
Ⅱ　地区情報の発信をきっかけとするプラットフォームづくり	情報発信力が弱いという地域の弱みを打開するために、地域の活動や魅力等を地域内外に効果的に発信・拡散し、人と人とをつなげ、巻き込むようなプラットフォームをつくり、地域に新しい風を起こそう。
Ⅲ　協働による地域や地域経済の活性化	多様な主体による協働から、地域の魅力掘り起こし、新たな魅力、不利な条件を逆手に取った展開を創造し、地域の元気、地域内で経済が循環する環境を生み出そう。
Ⅳ　交流・参加の場づくり	各種活動への参加率が低い状況を打開するため、交流・参加の仕掛けづくりに取り組み、地域の主体性を導き出す場をつくろう。

交付額は

次の区分としますが、チャレンジ性、インパクト性の高いもの、デジタル技術を活用・普及するものについては、全額交付する場合もあります。

区　分	対象経費に対する交付率	限度額
ソフト事業	４／５以内	全体で
ハード事業	３／４以内	９０万円以内

申請できるのは

次に掲げるすべてに該当する者とします。

(1)　四賀地区の町会連合会、地域づくり協議会及び福祉ひろば事業推進協議会以外の者

(2)　四賀地区をフィールドに活動又は活動意向のあるNPO、市民活動団体、概ね40歳までで構成する若者の有志グループ等

アイデアはあるけど、それから先が･･･
計画書の書き方がわからない･･･
さまざまな相談にも対応しますので、
まずは、お気軽にご相談ください！！

申請方法等は

【申請書受付】　**４月４日（月）～５月１３日（金）**

申請のための様式は、下記窓口へ　　市ホームページからもダウンロードできます。

※　申請書のほか、事業計画書（実施理由、内容、推進体制、実施後の展望、収支予算等）、プレゼン資料（後日）を提出

※　対象は採択後に実施するものです。ただし、事前着手届の提出があり、妥当と判断する場合は、４月から対象とします。終期は、最長で翌年３月までのものになります。

【事前相談】事前予約のうえ、４月中に一度ご相談ください。

【採否決定】後日行うプレゼン審査を基に、６月上旬までにセンター長が決定

問合せ・相談・申請先　｜　松本市 住民自治局 四賀地区地域づくりセンター
電話 0263-64-3111　電子メール shiga-s@city.matsumoto.lg.jp